

# 新日本スポーツ連盟滋賀県連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、新日本スポーツ連盟滋賀県連盟(略称スポーツ連盟滋賀)と称し事務所を滋賀県大津市浜大津 4-1-1 大津市民活動センター内に置く。

第2条 本連盟は、次の目標掲げる新日本スポーツ連盟に加盟して活動する。

- 1、健康で文化的な生活をめざし、国民の基本的権利としてのスポーツ(以下、体育を含む)の発展をはかる。スポーツのすぐれた価値を受けつぎ発展させる。
- 2、フェアプレイをはじめとするスポーツ精神をつちかい、より豊かな社会生活の実現に貢献する。
- 3、日本のスポーツ界の平和的で民主的な発展のための共同を促進する。
- 4、スポーツを通じて、諸国民の相互理解と友好を促進し、平和な世界の実現に貢献する。

第3条 目的を実現するために次の諸活動を行う。

- 1、地域、職場、学園でのスポーツ活動(クラブ・サークル)を活発にする。
- 2、各種競技会・スポーツ教室・講習会・研修会を開く。
- 3、指導員・トレーナー・選手の養成を行う。
- 4、他のスポーツ団体及び諸団体と協力し、自治体などにスポーツの諸条件の改善を要求し実現を計る。
- 5、機関紙誌や書籍等を発行する。
- 6、その他、連盟の目的達成に必要な活動を行う。

## 第2章 組織

第4条 本連盟は、規約を認めるクラブ・サークル及び個人によって構成される。すべての構成員は連盟の行事・事業・役員を選出及び被選出など連盟の活動に参加出来る。

## 第3章 役員

第5条 本連盟に次の役職を置く。

- 1、理事長:1名、副理事長:若干名、事務局長:1名、常任理事:若干名、理事:若干名、会計理事:1名、会計監査:1名、(役職の兼任可)
- 2、役職は理事の互選にて決定する。
- 3、役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 第4章 財政

第6条 本連盟の財政は連盟費およびその他の収入で賄う。

- 1、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2、会計報告は総会の承認を得る。また会計細則は別に定める。
- 3、会計監査は年度末終了後、速やかに実施する。

## 第5章 総会

第7条 本連盟の最高決議機関は総会である。

- 1、総会は原則として年1回開催し、理事長が召集する。
- 2、総会は代議員の過半数をもって成立する。(但し、委任状も含む)
- 3、総会の決議は出席代議員の過半数以上の多数をもって成立する。
- 4、代議員の選出は各クラブ・協議会20人に1人とし、20人以下のクラブは1人とする。但し、代議員には常任理事は含まない。
- 5、3分の1以上の連盟員及び理事長が必要と認めた場合は、臨時総会を開く事が出来る。
- 6、総会は活動方針、予算、決算の承認、理事の選出を行う。尚、理事の任期は次の総会までとする。

## 第6章 理事会

第8条 理事会は総会に次ぐ決議機関である。

- 1、理事会は総会の決定にもとづいて本連盟の運営をおこなう。
- 2、理事会は理事長が召集する。
- 3、理事会は、種目別組織、種目別協議会の育成、援助を図る。

## 第7章、加盟・脱退

第9条 連盟への加盟および脱退は自由であるが、所定の手続きに基づかなければならない。

## 第8章 規約の改廃

第10条 本規約の改廃は、総会で代議員の3分の2以上の多数をもって議決する。

## 付記

この規約は、1969年6月28日から施行する。

- 1992年4月19日一部改正。
- 1995年5月7日一部改正。 新日本スポーツ連盟への名称変更。
- 2008年5月18日一部改正
- 2009年5月17日一部改正 記載表現変更
- 2012年5月22日一部改正 事務所所在地変更